
平成29年第5回大和町議会定例会会議録

平成29年9月15日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産 業 振 興 課 長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都 市 建 設 課 長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上 下 水 道 課 長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教 育 総 務 課 長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生 涯 学 習 課 長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	議事庶務係長	野 田 美 沙 子
参事兼次長	櫻 井 修 一	主 査	本 木 祐 二

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、こんにちは。特別委員会、大変お疲れさまでございました。

皆さんおそろいですので、ただいまから本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番堀籠英雄君及び14番高平聡雄君を指名します。

日程第2「委員長報告」(平成28年度各種会計決算の審査結果について)

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、委員長報告。

本定例会において決算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成28年度各種会計決算が審査されたところであります。

ここで、決算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長門馬浩宇君。

決算特別委員会委員長 (門間浩宇君)

報告いたします。

今定例会において、去る9月8日、決算特別委員会に審査を付託されました平成28年度一般会計及び10の各種特別会計並びに水道事業会計決算については、決算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり認定するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

ただいま決算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、決算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって決算の審議におきましては質疑を省略し、討論、採決を行うこととします。

日程第3「認定第1号 平成28年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第3、認定第1号 平成28年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありますか。11番藤巻博史君。

11番（藤巻博史君）

まず最初に、上着の着用という規定の中でできなかったことを謝罪したいと思います。申しわけありませんでした。

では、討論いたします。

租税の中では3つの機能があるという中で、公共サービスの費用の調達をするということ、それから所得の再分配をするということ、そして景気の調節を行うというようなことがあるというふうに言われております。

今回の決算の中で、毎回取り上げておりますけれども、商工振興費2億8,200万円ほど、いわゆる企業立地関係がその中では2億2,000万円ほどということで、商工費の78%を占めております。中身的には企業立地奨励関係で4社、それから用地取得奨励金で2社、用地取得助成金では2社ということでございます。全体の事業としてはピークは過ぎているということのようでございますが、名前を聞けば名立たる世界の企業ということもございますけれども、やはり地元優先だろうというふうなことがございます。それから、企業の進出、撤退ということ、過去にもございました。そういうことにも疑問がございます。

また、税金が入ってくる、これは進出してきた企業さんからは税金が入ってくるわけではございますが、それはあくまでも今の現在の税金ということで、過去に助成金という形での減税分の埋め合わせということになるわけではございません。行政サービスを誰に対してするのかということが疑問でございますということで、これは町の

条例によってできていることではございますが、やはりいかなものかということで反対の討論をさせていただきます。

以上です。

議長（馬場久雄君）

藤巻博史君からの反対討論でありました。

ほかに討論ありますか。13番堀籠英雄君。

13番（堀籠英雄君）

私は、認定第1号 平成28年度大和町一般会計歳入歳出決算認定に対しまして、賛成の立場から討論を行います。

平成28年度予算の運営方針は、我が町の人口が2万8,700人を突破し、若手世代の増加など住民構成が大きく変化した中で、さまざまな地域課題を主体的に捉えて、将来にわたり元気な特色ある町を創造するための大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を踏まえ、町の基本となる第四次総合計画の見直しを行い、富県みやぎの一翼を担う宮城の中核都市大和の実現を目指した予算計上がなされ、適正かつ効率的に執行されたと認めるものであります。

予算の執行に当たっては、住民の皆さん、そして我々議員から広く意見を聞く中、適切に対処され、妥当な決算が示されたことに対しまして敬意を表するものであります。

平成28年度一般会計の歳入決算額は119億9,484万9,000円、歳出決算額は113億1,243万9,000円で、歳入歳出差引額は6億8,441万円で、実質収支においても5億3,094万3,000円と黒字決算を確保しており、そのうち2億7,000万円を基金に繰り入れております。予算現額に対する執行率は94.4%で、不用額が2億4,357万9,000円となっておりますが、事業の未執行はないとのことであります。ただし、不用額については補正措置等に十分考慮すべきであります。

本町の財政運営は、人口増加や居住用住居等の増加、着実な企業立地等により適切な自主財源の確保がなされ、宮城の中核都市大和の基礎づくりが順調に推移しているものと確信しているところであります。さらなる本町発展のため、本町のメリットを最大限に生かし、さらなる行政改革の推進とあわせ、長期的な展望による効率・効果的な財政運営と財源の安定確保に積極的に取り組み、住民と協働し、町民福祉の向上と活力あるまちづくりが推進されることを期待し、決算認定に賛同するものであります。

す。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠英雄の賛成討論でありました。ほかに討論ありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって本決算は認定することに決定いたしました。

日程第4「認定第2号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第4、認定第2号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出
決算の認定について討論に入ります。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって本決算は認定することに決定いたしました。

日程第5「認定第3号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入
歳出決算の認定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第5、認定第3号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
の認定について討論に入ります。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第6「認定第4号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第6、認定第4号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第7「認定第5号 平成28年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第7、認定第5号 平成28年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第8「認定第6号 平成28年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第8、認定第6号 平成28年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第9「認定第7号 平成28年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第9、認定第7号 平成28年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第10「認定第8号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第10、認定第8号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第11「認定第9号 平成28年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第11、認定第9号 平成28年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第12「認定第10号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第12、認定第10号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第10号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定いたしました。

日程第13「認定第11号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第13、認定第11号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第14「認定第12号 平成28年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第14、認定第12号 平成28年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定いたしました。

日程第15「同意第13号 教育委員会委員の任命について」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第15、同意第13号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第13号関係ということで、別冊の資料をごらんいただきたいと思
います。あわせて、定例会議案説明資料の同意第13号関係もごらんいただきたいと
思います。

同意第13号、教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会の委員に任命することにつきまして、地方教育行政の組織及
び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでござい
ます。

記といたしまして、住所、大和町吉田***** 氏名、若生勝美。生年月日、
*****でございます。

説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。若生さんの学歴、職歴、役職等
につきましては記載のとおりでございます。ごらんいただきたいと思います。

推薦の理由でございますが、平成29年9月30日に任期満了を迎えるための再任につ
きまして、今回、議会の同意を求めるものでございます。

議 長 （馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これから同意第13号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に15番堀籠日出子さん及び16番大須
賀 啓君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反
対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

立会人の方、異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

15番堀籠日出子さん及び16番大須賀 啓君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

ただいまの投票の結果をご報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 16票

反対 1票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第16「委発第3号 全国森林環境税の創設に関する意見書」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第16、委発第3号 全国森林環境税の創設に関する意見書を議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務常任委員長大須賀 啓君。

総務常任委員会委員長 （大須賀 啓君）

それでは、委発第3号 全国森林環境税の創設に関する意見書をご説明させていただきます。

本議案につきましては、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

この件につきましては、去る8月7日付で当議会議長が理事に就任されている全国森林環境税創設促進議員連盟から意見書採択の依頼があったものであります。意見書案につきましては、お手元に配付されているとおりであります。

この議員連盟は、森林の広域的機能を継続して確保するため、その保全を担う市町村の森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るための新たな財源として全国森林環境税を創設することを目指し、全国の加盟市町村で組織する全国森林環境税創設促進連盟とともに平成6年から活動を続けてきました。

こうした中、政府与党は、平成29年度税制改正大綱において「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところであり、本年度が森林環境税の制度実現の正念場であると捉えたものであります。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源強化は喫緊の課題であり、全国森林環境税の創設に関する意見書の採択を求めるものであります。

なお、意見書の文面につきましては記載のとおりであり、説明を省略させていただきます。

提出先につきましては、内閣総理大臣のほか記載のとおりであります。

以上、よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

ただいま意見書が可決されましたが、その字句、その他の整理を要するものについては、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よってその整理については議長に委任することに決定いたしました。

日程第17「委員長報告（請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願）」

議長（馬場久雄君）

日程第17、委員長報告（請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務常任委員長大須賀 啓君。

総務常任委員会委員長（大須賀 啓君）

それでは、請願の審査報告をさせていただきます。お手元の資料をごらん願います。

本委員会は、平成29年6月9日付託された請願を審査した結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

次のページをごらんください。

受付月日は平成29年5月29日。第2号。紹介議員は藤巻博史議員であります。請願者の住所、氏名につきましては、仙台市青葉区五橋一丁目5-13番地、宮城県春闘共闘会議代表幹事高橋正行様であります。件名につきましては、最低賃金の改善と中小企

業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願であります。

審査の経過につきましては、委員会に付託された6月9日から本日9月15日まで記載のとおりでございます。

委員会の意見は、別紙のとおりであります。

審査の結果につきましては、委員会としては不採択と決定いたしました。

措置につきましては、請願者及び町長に審査結果を送付するものであります。

次のページをごらんください。

委員会としての意見であります。

請願の要旨は、現在の宮城県における最低賃金の改善と中小企業に対する支援策を拡充することで、労働者の生活と中小企業の経営を健全に発展させ、地域循環型の経済を実現させることであり、そのために政府が必要な手だてを講じることを求めています。

請願の趣旨につきましては、政府が「賃上げによる経済好循環を実現する」との方針であります。労働者の雇用と賃金は改善されておらず、最低賃金は地域格差の拡大により低賃金の地方から賃金水準の高い地域への労働力の流出を招き、地域経済に大きな影響を与えていることから、欧州の先進諸国並みの時間額1,000円以上への大幅な引き上げ、地域間格差の是正及び全国一律への改正、さらには中小企業支援の拡充を図るよう下記3項目の早期実現を求め、内閣総理大臣及び厚生労働大臣、経済産業大臣に対し意見書の提出を求めるものであります。

次の早期実現項目につきましては割愛させていただきます。

平成29年6月9日に付託された本件について、本委員会におきましては審議に際して提出者から提出理由等の説明を聴取し、最低賃金の改善と中小企業の支援策拡充に関する必要性など請願趣旨については一定の理解を得ることができました。

しかし、現行の地域別最低賃金制度は、都道府県単位における労働者の生計費、事業者の支払い能力等を考慮して定められていることから、最低賃金を1,000円に引き上げることによる人件費の上昇については、特に中小企業、個人商店等の経営を圧迫しかねないことは容易に想像できることであります。さらに、最低賃金の地域間格差是正及び全国一律への改正に関しても、東京都や神奈川県などの首都圏と地方とは物価水準も違うことから、逆に合理性に欠けるものと判断されるものであります。

また、政府におきましても最低賃金を2年連続で全国平均3%ほど引き上げており、今年度の引き上げ幅は2002年度以降最大の上げ幅であったこと、さらに今後も3%ずつ引き上げることになれば2023年度には1,000円を超えることになり、政府が3月に

策定した「働き方改革実行計画」に明記している時給1,000円の実現に向け着実に前進している状況であることから、現段階ではその動向を見守るべきであると考えます。

よって、本委員会におきましては本請願を不採択と決定いたしましたので、よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委員長報告（請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願）を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18「委員長報告（請願第3号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての請願）」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第18、委員長報告（請願第3号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての請願）を議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。社会文教常任委員長千坂裕春君。

社会文教常任委員会委員長（千坂裕春君）

請願審査報告。

本委員会は、平成29年6月9日、付託された請願について審査の結果、別紙のとおり決定しており、会議規則第94条の規定により報告いたします。

件名、宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての請願。受付日、平成29年5月29日。紹介議員、請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

審査の経過、平成29年6月9日、6月定例会において社会文教常任委員会に付託され、本日29年9月15日までの審査経過は記載のとおりでございます。

審査結果、不採択。

措置、請願者及び町長に送付いたします。

委員会の意見、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立し、国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）として、平成30年度から都道府県が財政運営の責任の主体となり、各市町村と一緒に国民健康保険を安定的、効率的に運用することが求められる。宮城県では、4月に国民健康保険運営方針案を策定し、7月にパブリックコメントを求め、運営方針を定めた。現在、平成30年度の都道府県単位化に向けて、事業納付金、標準保険料率の試算など準備作業を行っており、来年1月に事業納付金、標準保険料率の公表を予定しています。

請願内容は、1. 事業費納付金、標準保険料試算を一刻も早く公表すること、2. 平成30年度以降も現在以上に保険料（税）を上げないこと、3. 一般会計法定外の繰り入れや保険料決定など市町村における独自権限を侵害しないこと、4. 場合によっては延期も検討すること、5. 国に対し十分な財政措置を求めることの5項目について、宮城県に対し意見書の提出を求めるものでありました。

本委員会で審査したところ、本町では一般会計の法定外繰り入れをしないことや、国民健康保険税条例や同税の減免条例を制定し、保険税の決定権を有していることなど、危惧するものと思われないと判断した。

よって、本委員会は不採択といたしました。

以上です。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委員長報告（請願第3号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書採択についての請願）を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19「委員長報告（田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会）」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第19、委員長報告（田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会）を議題とします。

前回、田手岡館跡伐採等に関する調査特別委員会設置の際、地方自治法第117条に基づきまして関係議員に除斥を求めたところでありましたが、今回は委員長からの報告を受けるものでありまして、表決を求めるものでありませんので、除斥対象の議員はおりません。お心置き願います。

朗読を省略して、提出者からの報告を求めます。田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会委員長中川久男君。

田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会委員長（中川久男君）

それでは、田手岡館跡伐採等に関わる調査についてご報告をさせていただきます。

本委員会に付託された調査事件については、調査の結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告いたします。

それでは説明をいたします。

1の調査案件、2の調査の経過は、記載のとおりであります。

次に、別紙、要望書に対する回答の3. 調査結果についてであります。初めに、田手岡館跡の伐採の許認可責任所在の確認であります。施行主であります七ツ森観光協会が伐採届を提出しないまま宮床生産森林組合に伐採を委託し、宮床生産森林組合は伐採業者に伐採させたことは事実であります。さらに、伐採時に宮床生産森林組合長は電話で町課長より許可を得たとしていますが、当時の課長は話を受けていないと証言しており、伐採届前の伐採確認の有無については解明できない部分があります。仮に電話等口頭で許可を得たとしても伐採届と認められるものではなく、無届けの伐採ではあります。いずれにしても、関係団体の連絡、情報の伝達がとれていないことや、各申請届け出が必要であると認識しているにもかかわらず、その考えが希薄であったため、お互いが申請等を提出していると思い込んだことなど、各団体において最

終の確認が行われなかったことが原因であるとの結論になりました。

しかし、宮床生産森林組合と伐採業者は、林業を営むプロであるにもかかわらず、伐採届が町に提出されているかの確認を怠ったことは、林業をなりわいとしている者としては遺憾であると考えられますので、町からの再指導を望みます。そして、町有財産に損害を与えたことは事実でありますので、損害賠償などの必要な対応を町執行部に求めるものであります。また、田手岡館跡は、所有者である町も町有財産であることを再認識した上で管理すべきであり、町のチェック機能を再確認すべきであるとの結論になりました。

なお、町議会としては、田手岡館跡の文化財としての原状復帰等について、これからも注視していきたいと考えております。

また、宮床地区各種団体間の情報伝達などの問題が見えてきましたので、地区内で協議をしていただきたいと思っております。

次に、宮床生産森林組合理事と町議会議員の兼業につきまして、地方自治法第92条の2では「会社等の業務の主要な部分が地方公共団体との請負によって占められ、その請負額が50%以上を占めるような場合には明らかに議員の兼業禁止規定に該当するものである」とされております。しかしながら、宮床生産森林組合の収入に占める町からの請負額の割合は目安を下回っていることから、地方自治法の規定に該当するものではないと判断をいたします。

なお、議員の兼業につきましては、今回を機会に大和町議会議員政治倫理条例に鑑み、改めて協議をしてまいりたいと考えております。

最後に、今回は宮床地区各種組織の役員が重複しているなど、役員組織同士のなれ合いによる届け出の不備や順序などの誤りから発生したものであると考えられます。しかし、田手岡館跡を思う心、熱意は関係者の皆様がお持ちで、共通して宮床地区の発展を願って行ったことであることも十分感じられました。その気持ちを今後も大切にさせていただくことを切にお願いし、要望書に対する回答とさせていただきます。

なお、回答書の文面につきましては記載のとおりで、説明は省略させていただきますので、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で田手岡館跡伐採等に関わる調査特別委員会の報告を終了いたします。

議 長 （馬場久雄君）

日程第20、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第5回大和町議会定例会を閉会いたします。

長い時間、大変ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

午後4時23分 閉 会